

## 【補助事業概要の広報資料】

整理番号 27-12  
補助事業名 平成27年度主要国の共同研究・政府支援の態様と標準化指向調査補助事業  
補助事業者名 一般財団法人 国際貿易投資研究所

### 1 補助事業の概要

#### (1) 事業の目的

企業の技術開発は基礎技術、応用技術、開発技術に分けられる。このうち基礎技術、開発技術は、資金・人材等の規模膨大化により、単独企業では賅いきれず、複数企業による共同研究や、政府支援による官民合同の組合形式も出現している。一部先進国では類似した現象がみられ、それらのケースに追従する様子が見られる。米国は政府支援の開発は補助金に相当するとして、アンチダンピング対象にするなど、競争法及び通商法上でも問題視した。一方昨今の企業間共同研究は、国境を越えて実行されることも少なくないなど、問題は一層複雑化している。

共同研究に関わるWTO規定の確認、主要国（欧米、日本、中国、インド）の共同研究の実態と法的枠組み等を調査し、各国間の運用の相違、法的枠組みの比較、過去の紛争の問題点の究明等を浮き彫りにし、将来的に国際間で目指すべき共同研究の標準的なあり方を提示する。

民間企業ならびに日本政府が共同研究に関わる際、紛争化する可能性のある要因を事前に回避するための提言をする。並びに将来企業間、政府支援による組合方式等による共同研究が国際的に合意されるような標準モデルを研究する。

#### (2) 実施内容

主要国の共同研究・政府支援の態様と標準化指向調査 (<http://www.iti.or.jp>)

最近、企業の技術開発の規模が膨大な資金・人材を要する傾向が高まっているため、複数の企業間あるいは政府支援による共同研究の事例が増えている。

ところが主要国間でそれら共同研究に関する法的枠組みが異なっていることから、外国からある日突然違法性を指弾され、社運を賭けた大プロジェクトの屋台骨が根底から揺らぐ事態も排除できない。

このため、1. 企業による基礎技術の共同研究開発に関する法制 2. 米国における基礎技術の共同研究に関する法制度 3. EUにおける共同研究・政府支援の態様と競争法 4. インドにおける基礎技術の共同研究に関する法制度 5. 中国における共同研究開発及び同政府支援と法制度について報告書に取りまとめた。

また、「主要国の企業間・政府支援による共同研究の法的問題点」セミナーを日本貿易会との共催により開催した。

<研究委員会>

第1回研究委員会開催 平成27年 6月 4日  
第2回研究委員会開催 平成27年11月26日  
第3回研究委員会開催 平成27年12月24日  
第4回研究委員会開催 平成28年 1月18日



### <セミナー>

「主要国の企業間・政府支援による共同研究の  
法的問題点」セミナーの開催  
平成28年 3月23日



## 2 予想される事業実施効果

日本及び海外主要国（米国、EU、中国、インド）の企業間共同研究と政府支援の実態と法制度について、各国の法制度を明らかにすることができたが、一般的に法制度は実態に遅れて制定されるため、運用がどのようになされているか、さらなる研究の必要が通巻された。具体的にはガイドラインの制定が各国とも不備であることが理解された。また事例としての企業間共同研究が新興国と先進国とで差があり、新興国は先進国の事例を研究して自国の制度整備を進める傾向も看取された。セミナーでわが国企業の関心が想像以上に高いこと、また国際間ビジネスの現場で困難に遭遇していることが意見交換を通して実感された。

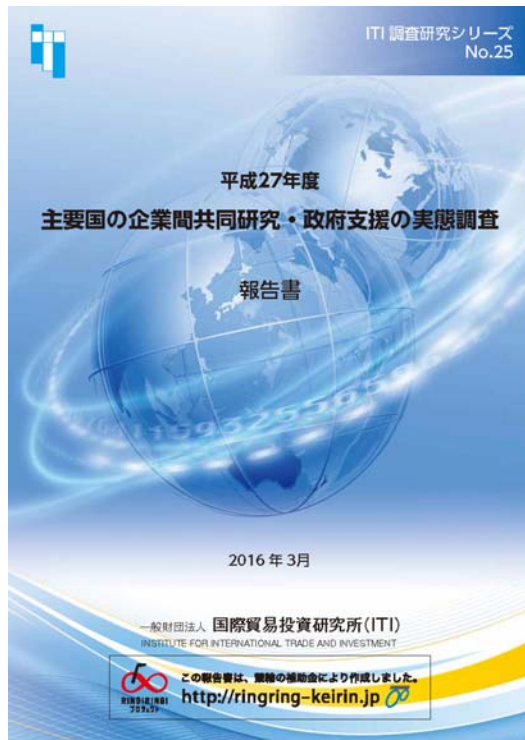
わが国における外国の企業間共同研究と政府支援の実態調査研究の部門で先駆的な成果を提供できたことが特筆される。関係企業・団体の関心が高いことから、継続的に海外情報をIT Iのサイトを通じて提供できる体制を組めれば、一層効果的である。

## 3 補助事業に係る成果物

(1) 補助事業により作成したもの

主要国の企業間共同研究・政府支援の実態調査報告書

([http://www.iti.or.jp/report\\_25.pdf](http://www.iti.or.jp/report_25.pdf))



目 次	
目 次	..... 1
第1章 企業による基礎技術の共同研究開発に関する法制	..... 20
東京大学 名誉教授 長島・大野・室和法律事務所 弁護士 松下 廣隆	市谷上 大二 研
第2章 米国における基礎技術の共同研究に関する法制	..... 54
ペーカー&マッケンジー法律事務所 弁護士 井上 尚	野 勉 松本 尚祐
第3章 欧州における共同研究・政府支援の態様と競争法	..... 47
明治大学 法学部 教授 高橋 晋和	市谷上 大二 研
第4章 インドにおける基礎技術の共同研究に関する法制	..... 56
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 大内内 亮	野 勉 松本 尚祐
第5章 中国における共同研究開発及び政府支援と法制	..... 60
神戸大学大学院 法学研究科 教授 川崎 富士雄	

#### 4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： 一般財団法人国際貿易投資研究所（コクサイボウエキトウシケンキュウシヨ）

住 所： 〒104-0045

東京都中央区築地1丁目4番5号

代 表 者： 理事長 畠山襄（ハタケヤマノボル）

担当部署： 総務部（ソウムブ）

担当者名： 審議役 寺川光士（テラカワコウジ）

電話番号： 03-5148-2601

F A X : 03-5148-2677

E-mail : [webmaster@iti.or.jp](mailto:webmaster@iti.or.jp)

U R L : <http://www.iti.or.jp>